

◎添付書類について

- (1) 給水装置及び地下水等併用水道の配置状況を明らかにする平面図、縦断面図
- (2) 地下水等の利用状況が判別できる図面（平面図、縦断面図）を添付してください。
- (3) 専用水道、特設水道の場合は、健康局衛生監視事務所に申請している「専用水道布設工事確認申請書」、「特設水道布設工事確認申請書」に添付している図面等のコピーをお使いください。
- (4) 上記2)に該当しない場合でも、お手元に施設管理にご使用の図面や工事完成図等があればそのコピーをお使いください。

(添付図面の例)

◎平面図

- ・施設配置図（平面図）（水源、地下水等配管、水道配管、水処理施設、受水槽等の配置がわかるもの）
- ・配管平面図、など

◎縦断面図

- ・配管立面図
- ・浄水処理フロー図、など

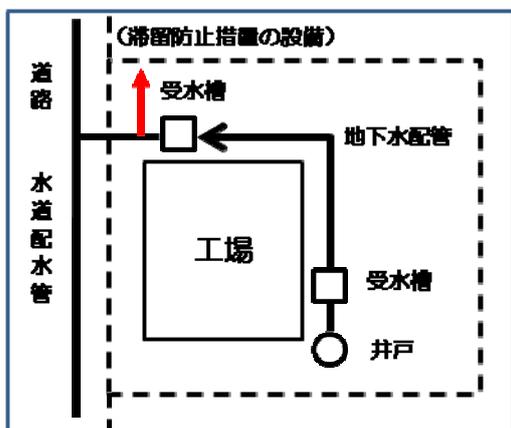
- (5) 給水装置における水の滞留防止措置を明らかにする図面
- (6) 滞留防止措置とは、①採水用給水栓（散水栓等）の設置、②洗浄放水用排水設備（排水管、放水が可能な設備）の設置、を指します。これらのわかる図面（平面図等）を添付してください。
- (7) なお、上記（1）の図面上に上記①、②の設備の位置、有無を朱書きで記入（矢印で明示する、線で囲む、など）する方法でも可です。

※上記の（1）、（2）の図面が準備できない場合は下記の図の提出をお願いいたします。

○見取り図（平面図）・・・下記の通り

この場合、後日、水道局から必要に応じて追加資料の提出をお願いいたします。

見取り図（平面図）（例）



左記の見取り図（平面図）には、下記のものを図示してください。

- ・水道、地下水等の配管の概略
- ・井戸、水処理施設、水槽
- ・滞留防止措置の設備（位置、有無を朱書きで記入）

道路、建物等の位置関係を図示してください。

既存の地図などを下図に活用していただいても構いません。